

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 9 月25日提出
【計算期間】	第 4 期 （自 平成20年12月30日 至 平成21年 6 月29日）
【ファンド名】	こうぎん為替参照ファンド 2 0 0 7 - 6
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 4 号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 4 号
【電話番号】	03-5219-6856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、償還条件が米ドル／円為替レートの水準により決定するユーロ円建債券（以下「ユーロ円債」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の安定的な収益を確保することを目的に運用を行うことを基本とします。

当ファンドの信託金の限度額は、100億円を上限とします。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海 外		特殊型（条件付運用型）
	内 外	不動産投信	
		その他資産 （通貨）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	その他資産 （通貨）	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもののうち、通貨を収益の源泉とするものをいいます。
補足分類	特殊型（条件付運用型）	目論見書又は信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもののうち、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定されるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	条件付運用型
大型株	年 4 回	北米	ロング・ショート型?絶対収益追求型
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧州 アジア	その他 ()
債券	年12回	オセアニア	
一般 公債	(毎月) 日々	中南米 アフリカ	
社債	その他 ()	中近東 (中東) エマージング	
その他債券			
クレジット属性 ()			
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注 1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	債券 その他債券	目論見書又は信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 2 回	目論見書又は信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型	条件付運用型	目論見書又は信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>



当ファンドの特色



特色1

条件を満たした場合元本の103%を確保することを目指します！

期中評価日^{※1}の東京時間午前10時における米ドル/円為替レート^{※2}が、当初為替^{※3}の水準より25円以上円高になれば、元本の103%を確保して償還することを目指します。

期中評価日の米ドル/円為替レートが当初為替の水準より一度でも25円以上円高になり、かつ後述の早期償還にもならなかった場合、概ね、 $[10,000円 \times 最終為替^{※4} \div 当初為替]$ の式で算出される価格程度で満期償還されることを目指します。

特色2

年2回の決算時に目標とする分配金のお支払いを目指します！

年2回の決算時に、米ドル/円為替レートの水準に関わらず、目標とする分配金をお支払いすることを目指します。目標とする分配金の額は、以下のとおりです。

1年目	：	各決算時毎 400円程度（年間 800円程度）
2年目	：	各決算時毎 25円程度（年間 50円程度）
3年目以降	：	各決算時毎 5円程度（年間 10円程度）

- 分配金の表記はそれぞれ1万口あたり、税引前のものです。
- 償還となる場合は、分配金としてではなく、償還価額に含めてお支払いされます。
- 早期償還された場合、それ以降の期間については分配金の支払いはありません。
- 分配金は決算時の市場環境等により変動もしくはお支払いできない可能性がありますので、ご注意ください。

特色3

早期償還条項付（約1年後以降年2回早期償還の可能性あり）！

2008年6月以降、期中評価日における米ドル/円為替レートが早期償還条件水準^{※5}以上の円安であれば満期を待たずに、早期償還となり、元本の103%を確保することを目指します。

※1 期中評価日：当ファンド設定後、為替レートを参照する日は、2008年6月16日（予定）以降、概ね半年毎に設定され、2007年4月末日現在、以下の予定となっております。なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。

① 2008年6月16日	② 2008年12月15日	③ 2009年6月15日	④ 2009年12月14日
⑤ 2010年6月14日	⑥ 2010年12月14日	⑦ 2011年6月14日	⑧ 2011年12月14日
⑨ 2012年6月14日	⑩ 2012年12月14日	⑪ 2013年6月14日	⑫ 2013年12月13日

※2 米ドル/円為替レート：1米ドルあたりの円換算額。当ファンドでは、東京時間午前10時のロイターページJPNU10:00ミッドレート（小数点第3位以下四捨五入）を参照します。

※3 当初為替：条件決定日【2007年6月29日】の米ドル/円為替レート（ロイターページJPNU10:00ミッドレート）

※4 最終為替：計算日【2014年6月16日】の米ドル/円為替レート（ロイターページJPNU10:00ミッドレート）

※5 早期償還条件水準：2008年6月16日（予定）以降の各期中評価日において、以下のとおり定める為替レートの水準を指します（各評価日の日付は上記※1をご参照ください）。

① 当初為替+1円	② 当初為替±0円	③ 当初為替-1円	④ 当初為替-2円
⑤ 当初為替-3円	⑥ 当初為替-4円	⑦ 当初為替-5円	

※ 上記の数値や数式は、当ファンドをご理解いただくためのイメージであり、実際の分配金、償還価額は中途解約等による影響などにより変動する可能性がありますのでご注意ください。



条件付元本確保について

条件付元本確保のイメージ

各期中評価日（2008年6月以降）に米ドル/円為替レートが早期償還条件水準以上の円安となった



ケース1: 早期償還

元本の103%を確保することを目指します



すべての期中評価日に米ドル/円為替レート^{※2}が、一度も当初為替より25円以上円高にならなかった



ケース2: 満期償還

元本の103%を確保することを目指します



ケース3: 満期償還（元本変動）

概ね、「10,000円×最終為替÷当初為替」で算出される価額で償還されます

ケース3: 満期償還（元本が変動）の場合の償還価額の計算例【イメージ】

償還価額の計算式:

1万口あたり償還価額（税引前）＝10,000円×（最終為替÷当初為替）

例1 例えば、当初為替が118.00円に決定、最終為替が98.50円に決定された場合

$$\begin{aligned} \text{1万口あたり償還価額} &= 10,000\text{円} \times (98.5 \div 118.0) \\ &= 8,347.45 \\ &= 8,348\text{円} \quad (1\text{円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

1万口あたり償還価額（税引前）＝8,348円程度

例2 例えば、当初為替が118.00円に決定、最終為替が125.00円に決定された場合

$$\begin{aligned} \text{1万口あたり償還価額} &= 10,000\text{円} \times (125.0 \div 118.0) \\ &= 10,593.22 \\ &= 10,594\text{円} \quad (1\text{円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

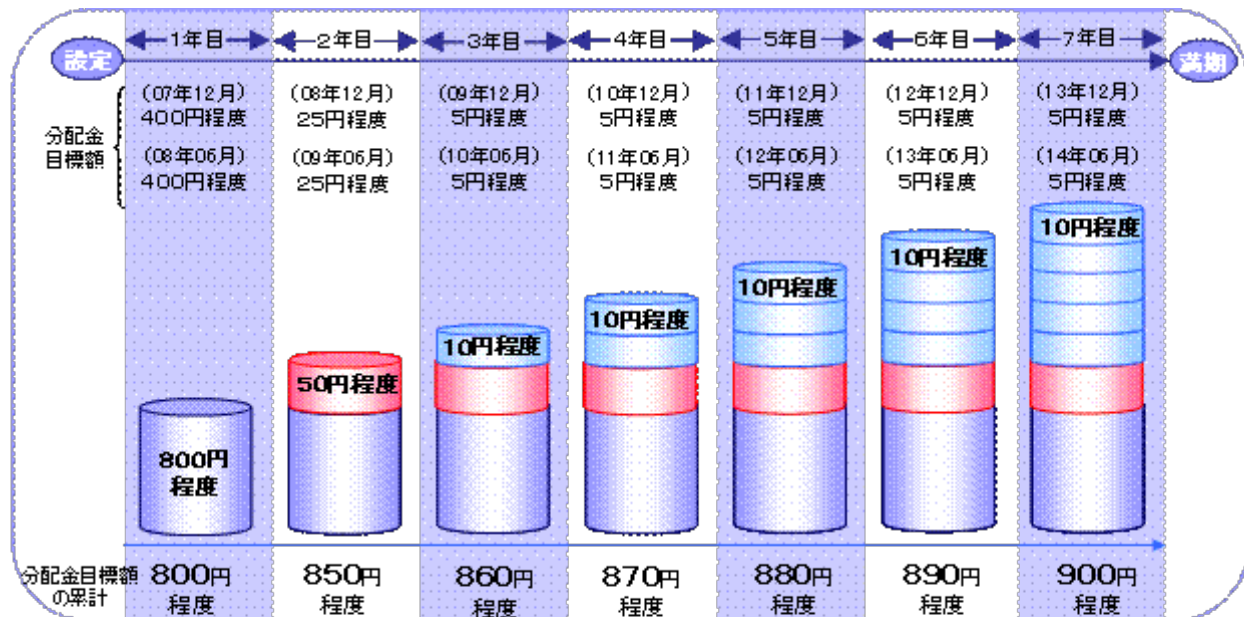
1万口あたり償還価額（税引前）＝10,594円程度

※上記の数式は、当ファンドが主要投資対象とするSGA債の最終償還額の算出式であり、当ファンドの実際の償還価額は中途解約等による影響などによって変動する可能性がありますのでご注意ください。



目標とする分配金

当ファンドは、年2回の決算時に以下の目標とする分配金をお支払いすることを目指します。



目標とする分配金の表記はそれぞれ1万口あたり、税引前のものです。償還となる場合は、分配金としてではなく、償還価額に含めてお支払いされます。早期償還された場合は、それ以降の期間については分配金の支払いはありませんのでご注意ください。**上記は、あくまで目標とする数値であり、分配金は決算時の市場環境等により変動もしくはお支払いできない可能性がありますので、ご注意ください。**



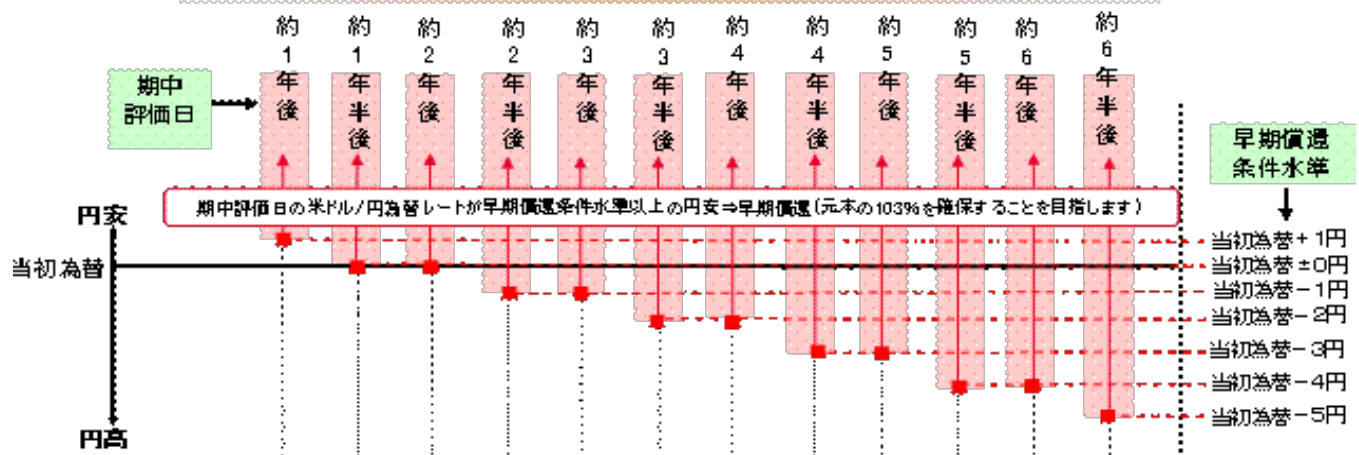
早期償還条項

2008年6月以降、期中評価日における米ドル/円為替レートが早期償還条件水準以上の円安であれば満期を待たずに早期償還となり、元本の103%を確保することを目指します。

早期償還条件水準は以下のとおり、信託期間の経過とともに約1年毎に1円ずつ下がります。

- 約1年後の期中評価日は「当初為替+1円」
- 約1年半後と約2年後は「当初為替±0円」
- 約2年半後と約3年後は「当初為替-1円」
- 約3年半後と約4年後は「当初為替-2円」
- 約4年半後と約5年後は「当初為替-3円」
- 約5年半後と約6年後は「当初為替-4円」
- 約6年半後は「当初為替-5円」

【早期償還条件水準のイメージ図】





投資方針およびファンドの仕組み

■当ファンドの仕組み

当ファンドは、ソシエテジェネラル（SG）のグループ会社であるSGAソシエテジェネラル アクセプタンスN.V.が発行する社債「SGA債」を主要投資対象とし、組み入れ比率を原則として高位に保ちます。



投資



■主要投資対象であるSGA債の概要

発行体：SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.
(SGA Société Générale Acceptance N.V.)
ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の格付け：Aa2（ムーディーズ）、A+（S&P）※2009年8月17日現在

債券の種類：ユーロ円建て利付債券 満期約7年
「SGA 債」はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。
「SGA 債」の利息収入は信託報酬等を差し引いた後、ファンドの分配金にあてられます。

■ソシエテ ジェネラル グループのご紹介



ソシエテ ジェネラル (Société Générale)

1864年に設立されたフランス最大級の民間銀行です。格付けはAa2（ムーディーズ）、A+（S&P）と評価されています。（2009年8月17日現在）

ソシエテ ジェネラル グループ (Société Générale Group)

ソシエテ ジェネラル グループは、海外では500を越す支店および子会社よりなるグローバル・ネットワークを展開、82カ国に約163,000名の社員を擁しています。（2008年12月末現在）

■損保ジャパン・アセットマネジメント（委託会社）のご紹介



1986年2月設立の運用会社です。資本金は12億円、損害保険ジャパン（70%）と米国の運用会社であるTCW社（30%）の合弁会社です。

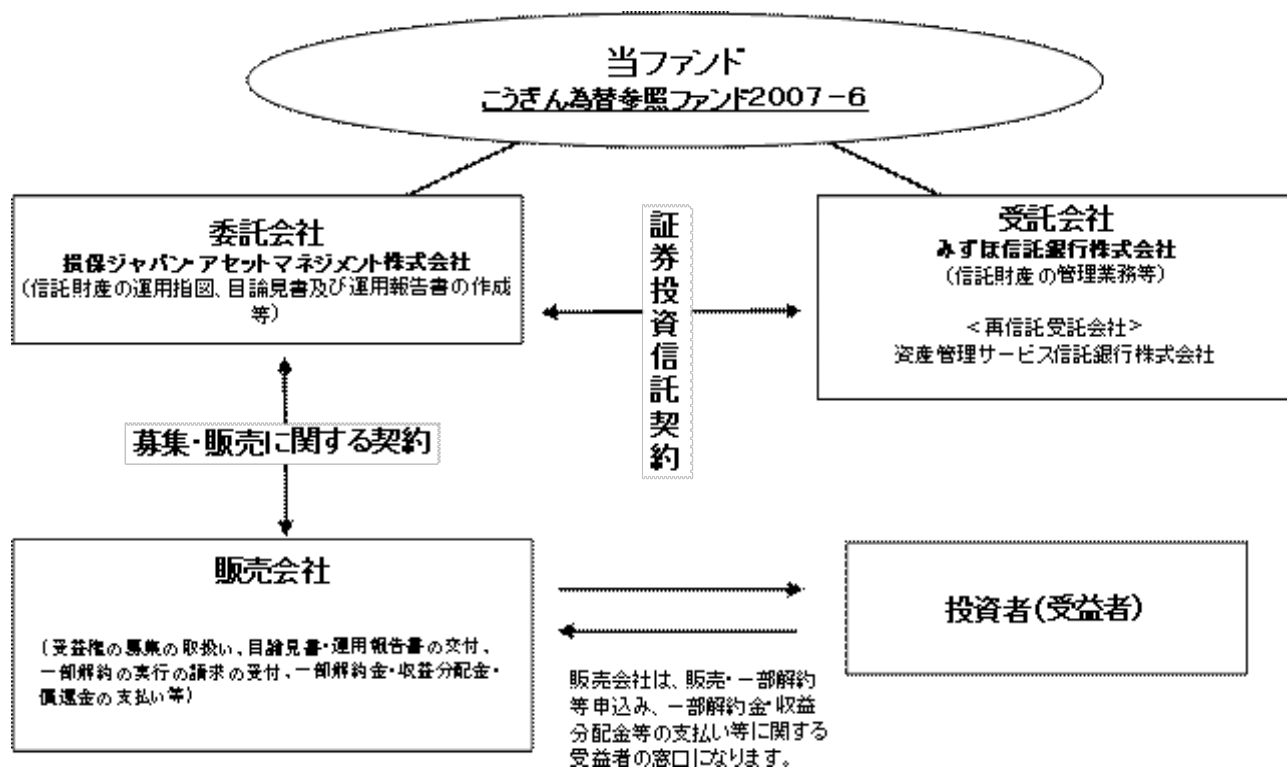
名 称：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

登 録 番 号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加 入 協 会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

- () 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。

- () 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社等の概況

- () 資本金の額 1,200百万円(平成21年7月末現在)

- () 委託会社の沿革

昭和61年2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年9月9日 投資一任業務の認可取得

平成3年6月1日 プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン

投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 1 月 1 日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成10年 3 月 3 日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 3 月31日 証券投資信託委託業の免許取得

平成14年 7 月 1 日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成19年 9 月30日 金融商品取引業者として登録

()大株主の状況（平成21年 7 月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1 号	6,902	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州ロサンゼルス市南 フィグエロア通り865番地	2,958	30.0
合計		9,860	100.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の安定的な収益を確保することを目的に運用を行います。

b．運用方針

投資対象

ユーロ円建債券（以下、ユーロ円債といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- （ ）主として償還条件が米ドル／円為替レートの水準により決定するユーロ円債に投資します。
なお、ユーロ円債が別に定める繰上償還条項に該当することとなった場合には、直後の計算期間末日において信託約款第45条第2項の規定により、この投資信託も早期償還されます。
- （ ）原則としてユーロ円債を可能な限り高位に組み入れるものとし、組み入れたユーロ円債の銘柄入れ替えは行わないことを基本とします。ただし、組み入れたユーロ円債の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円債を途中売却することがあります。この場合には、当ファンドの運用方針等が達成されないことがあります。
- （ ）資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （ ）投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

<組入ユーロ円債の概要>

形 態	私募債（ユーロMTNプログラム）					
発行体	SGA Societe Generale Acceptance N.V. Societe Generaleの保証付き					
E M T N 格付	A+（S&P） / Aa2（Moody's） 2009年8月17日現在					
発行地	ユーロ市場					
通貨	日本円					
円券面	10,000円					
発行価格	円券面 100%					
為替決定日	2007年6月29日					
発行日	2007年7月10日					
利率起算日	2007年7月11日					
計算日	2014年6月16日					
償還日	2014年6月23日					
当初為替	為替決定日における米ドル/円為替スポットレート （ロイターページ JPNU 10:00 ミッドレート） 小数点第3位以下は四捨五入					
最終為替	計算日における米ドル/円為替スポットレート （ロイターページ JPNU 10:00 ミッドレート） 小数点第3位以下は四捨五入					
利払額 （1券面あたり）	分配金利払額 + コスト利払額					
	為替参照日	利払日	分配金利払額	コスト利払額	ノックアウト 為替	ノックイン 為替
	2007年12月14日	2007年12月21日	400 円	48 円	-	-
	2008年6月16日	2008年6月23日	400 円	48 円	当初為替 + 1 円	当初為替 - 25 円
	2008年12月15日	2008年12月22日	25 円	23 円	当初為替	当初為替 - 25 円
	2009年6月15日	2009年6月22日	25 円	23 円	当初為替	当初為替 - 25 円
	2009年12月14日	2009年12月21日	5 円	23 円	当初為替 - 1 円	当初為替 - 25 円
	2010年6月14日	2010年6月21日	5 円	23 円	当初為替 - 1 円	当初為替 - 25 円
	2010年12月14日	2010年12月21日	5 円	23 円	当初為替 - 2 円	当初為替 - 25 円
	2011年6月14日	2011年6月21日	5 円	23 円	当初為替 - 2 円	当初為替 - 25 円
	2011年12月14日	2011年12月21日	5 円	23 円	当初為替 - 3 円	当初為替 - 25 円
	2012年6月14日	2012年6月21日	5 円	23 円	当初為替 - 3 円	当初為替 - 25 円
	2012年12月14日	2012年12月21日	5 円	23 円	当初為替 - 4 円	当初為替 - 25 円
	2013年6月14日	2013年6月21日	5 円	23 円	当初為替 - 4 円	当初為替 - 25 円
	2013年12月13日	2013年12月20日	5 円	23 円	当初為替 - 5 円	当初為替 - 25 円
	2014年6月16日	2014年6月23日	5 円	23 円	-	-
	FX1 = 為替参照日における米ドル/円為替スポットレート 小数点第3位以下は四捨五入（ロイターページ JPNU 10:00 ミッドレート）					
繰上償還	各為替参照日におけるFX1がノックアウト為替以上の円安に決定された場合、当債券はその利払日をもって、円券面103%にて繰上償還されます。					
最終償還額 （1券面あたり）	発行日以降におけるFX1が一度もノックイン為替以下に決定されなかった場合 円券面 103 % 発行日以降におけるFX1が一度でもノックイン為替以下に決定された場合 円券面 100% × 最終為替 / 当初為替 ただし1円未満は切り上げられます（最終償還額の下限は0円、上限はなし）					

上記日程については平成19年5月16日現在の暦に基づくものであり、法令の変更等により休業日が変更された場合にはこの限りではありません。

（2）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券ならびに証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

<運用体制について>

当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選

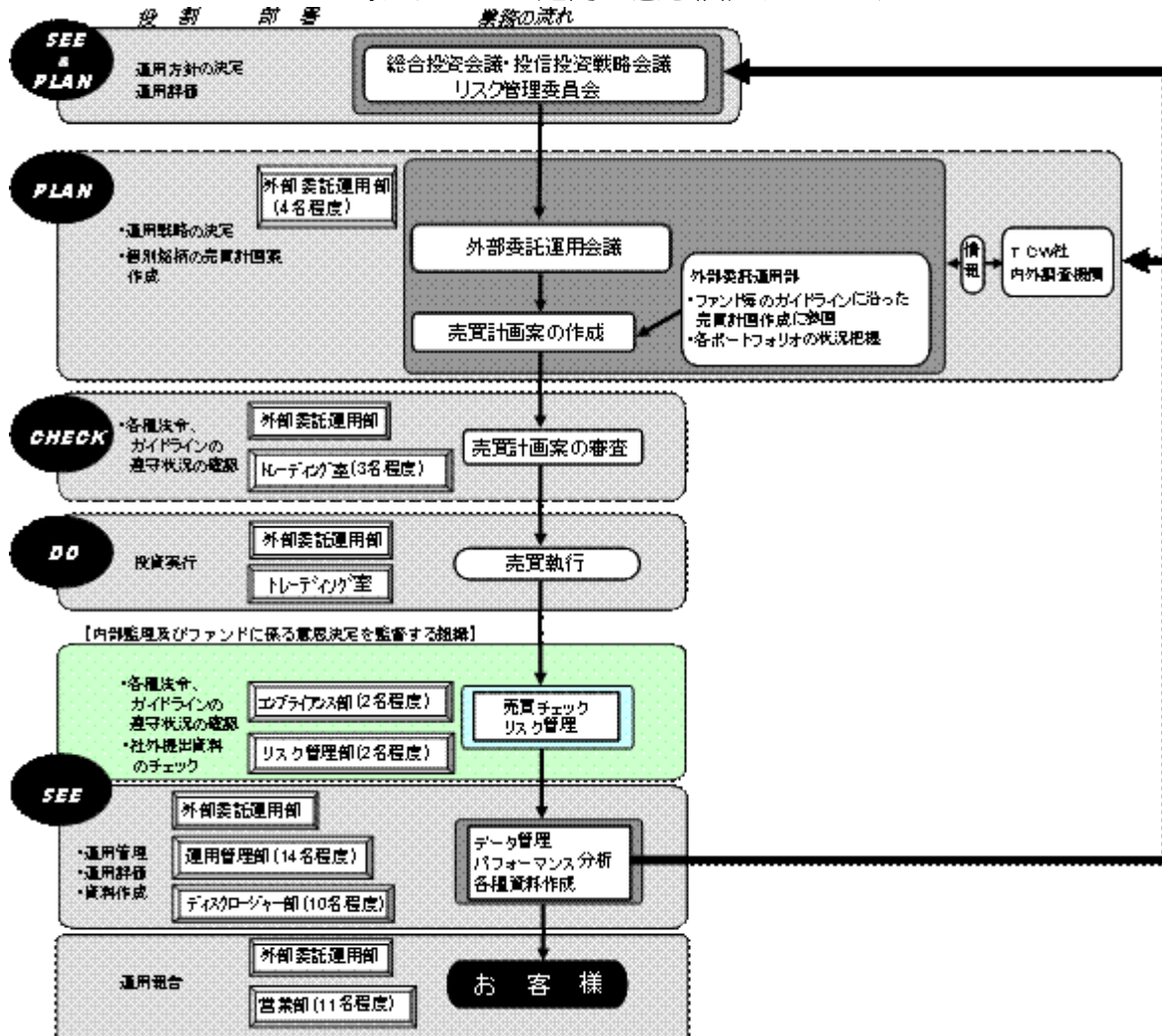
定を含めた投資方針については、外部委託運用会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、外部委託運用部が行っています。

<社内内規等について>

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

<当ファンドの運用の意思決定プロセス>



(注) 上図は、平成21年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として６月、１２月の各２８日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が、信託設定当初に定める目標分配額を参考として、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

投資対象資産は、本邦通貨建またはユーロ円建表示のものに限ります。

投資する株式等の範囲

- （ ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- （ ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けをすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

投資環境等の変化にともなうリスク

当ファンドは、早期償還時や早期償還がない場合においても一定の条件を満たした場合に投資元本を確保する仕組みの債券に投資しますが、投資環境等の変化により、当該条件に該当しない場合には、投資元本を下回っての償還となることがあります。また、予想外のファンド運営コストが生じた場合には当ファンドの運用目標が達成できないことがあります。

為替変動等リスク

当ファンドが組入れを予定しているユーロ円債は、米ドル／円為替レートの水準により償還条件が決定する仕組みとなっているため、当ファンドの償還価額は米ドル／円為替レートの変動によって変動します。また、期中におきまして、当該ユーロ円債は、米ドル／円為替レートの変動性・金利動向・償還までの残存期間等の要因によってその価格が変化するため、当ファンドの一部解約時の解約代金も影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債（以下、S G A債といいます。）の発行会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプトランス・エヌビイの倒産リスクの影響を受けます。また、ソシエテ ジェネラル（以下、S Gといいます。）がS G A債の債務履行を保証していることから、当ファンドはS Gの信用リスクの影響も受けます。S Gが経営不振となったり、債務不履行が生じた場合等には、S G A債の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク

当ファンドは、原則としてS G A債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れ、組み入れたS G A債の銘柄入れ替えは行わないことを基本方針とします。したがって、当ファンドの基準価額及び償還価額は、設定時に組み入れたS G A債の価格変動の影響を大きく受けます。また、一部解約等により同債券を一部売却する場合に当ファンドの基準価額を変動させる場合があります。なお、同債券の売却にあたっては、特定の金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）の買い取りによる形式となることから、当該金融商品取引業者の経営不振等により同債券の買い取りに支障が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、S G A債については、特定の金融商品取引業者から定期的に時価の提示を受ける予定ですが、その頻度は原則週1回となります。

<その他の留意点>

為替レートとの連動性に関する留意点

信託期間中における当ファンドの基準価額の変動率と米ドル／円為替レートの変動率は一致しないため、米ドル／円為替レートが大きく変動した場合でも当ファンドの基準価額が同様に変動するとは限りません。

一部解約に関わる留意点

当ファンドの一部解約は、平成20年7月から平成26年5月までの毎月28日（当該日が日本またはニューヨークの銀行休業日の場合は、翌日以降の最初の日本およびニューヨークの銀行営業日とします。）を解約請求指定日として、各解約請求指定日の前営業日までに、1万口単位をもって一部解約の実行の請求ができます。ただし、信託約款の規定に基づく早期償還によりこの信託を解約し、信託を終了することとなった場合には、当該解約の決定日の翌営業日以降における一部解約の実行を請求することはできません。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求を中止することがあります。

当ファンドの一部解約時の価額は、早期償還時における償還目標額のように投資元本を確保する設計を行っておりません。したがって、投資環境等によっては、一部解約時の価額は、ファンドの目標償還価額や元本を下回ることがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

為替レートの計測・公表等に関する留意点

当初為替の決定日、期中評価日、最終為替の決定日等に、何らかの理由により指標とする米ドル／円為替レートの計測・公表ができなくなった場合、また当該米ドル／円為替レートに重大な修正が行われた場合、または公表された当該米ドル／円為替レートの水準がその後訂正された場合等には、当初為替の決定日、期中評価日、最終為替の決定日等を変更することや、委託会社または組み入れたユーロ円債の計算代理人等が適切と判断する値を用いて当該米ドル／円為替レートとすることがあります。また、当初為替の決定日、期中評価日、最終為替の決定日等に関する日程は、有価証券届出書提出日（平成19年5月16日）において知り得る暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合等には、当該日程が変更になることがあります。

目標とする分配金及び償還価額等に係る留意点

当ファンドが目標とする分配金及び償還額等は、組入れを予定しているユーロ円債の購入価格、利払い、償還条件等が当初予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配金及び償還額等を保証するものではありません。また、ファンドの運営や組み入れユーロ円債の取引コスト、税制変更等で予想外の費用等が発生した場合には、ファンドの目標とする分配金及び償還価額等が確保されない可能性があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、１万口につき210円（税抜 200円）を上限として、販売会社が定める額です。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時 期	項 目	計 算 期 間	費 用・税 金			
			委 託 会 社	販 売 会 社	受 託 会 社	総 額
毎 日	信託報酬 （信託財産の元 本額に対して）	第１期から 第２期まで	年率 0.525% （税抜0.50%）	年率 0.315% （税抜0.30%）	年率 0.0525% （税抜0.05%）	年率 0.8925% （税抜0.85%）
		第３期以降	年率 0.21% （税抜0.20%）	年率 0.1575% （税抜0.15%）	年率 0.0525% （税抜0.05%）	年率 0.42% （税抜0.40%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本額に、第１期から第２期計算期間は年率0.8925%（税抜 0.85%）、第３期計算期間以降は年率0.42%（税抜 0.40%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

信託報酬は、毎計算期間末に当該計算期間末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等に相当する金額を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のためにいき、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査

費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として純資産総額に定率（年0.0021%（税抜0.002%））を乗じて日々計算し、毎計算期末および信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年 8 月14日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	オランダ	582,070,437	99.53
現金及びその他の資産（負債控除後）		2,770,803	0.47
合計(純資産総額)		584,841,240	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a . 評価額上位 3 0 銘柄

当ファンドは、平成21年 8 月14日現在、1 銘柄の社債券を保有しており、以下の通りです。

平成21年 8 月14日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (％)	償還日	投資 比率 (％)
1	オランダ	SGA Societe Generale Acceptance N.V. (2014/06/23)	社債券	862,710,000	円	99.98	862,537,458	67.47	582,070,437	0.56	2014/6/23	99.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b . 種類別投資比率

平成21年 8 月14日現在

資産の種類	投資比率（％）
社債券	99.53
合計	99.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年 8月14日及び同日前 1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち(円)	分配付き(円)
第1期末 (平成19年12月28日)	8,773	9,173	825,550,508	863,190,908
第2期末 (平成20年 6月30日)	7,564	7,953	711,809,193	748,414,482
第3期末 (平成20年12月29日)	6,700	6,725	602,289,604	604,536,879
第4期末 (平成21年 6月29日)	6,693	6,718	585,814,301	588,002,326
平成20年 8月末	7,753	-	712,843,496	-
9月末	7,383	-	664,029,840	-
10月末	6,955	-	625,236,509	-
11月末	6,925	-	622,454,960	-
12月末	6,721	-	595,857,468	-
平成21年 1月末	6,416	-	568,778,807	-
2月末	6,738	-	597,332,796	-
3月末	6,989	-	611,674,608	-
4月末	6,971	-	610,136,576	-
5月末	6,787	-	593,965,951	-
6月末	6,717	-	581,200,958	-
7月末	6,700	-	577,983,893	-
8月14日	6,779	-	584,841,240	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金(円)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月28日	400
第2期	自 平成19年12月29日 至 平成20年 6月30日	389
第3期	自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月29日	25
第4期	自 平成20年12月30日 至 平成21年 6月29日	25

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	8.27
第2期	9.35
第3期	11.09
第4期	0.27

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。申込期間（平成19年6月1日から平成19年6月27日まで）の営業時間内においていつでも、販売会社に対してお申込みいただくことができます。お申込代金は申込期間中にお支払いいただきます。
- (2) 受益権のお申込価額は、1口当たり1円とします。お申込単位は、10万口以上1万口単位です。
- (3) 申込手数料は、1万口につき210円（税抜200円）を上限として、販売会社がそれぞれ定める額とします。申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (4) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、平成20年7月から平成26年5月までの毎月28日（当該日が日本またはニューヨークの銀行休業日の場合は、翌日以降の最初の日本およびニューヨークの銀行営業日とします。）を解約請求の受付日（以下、解約請求指定日といいます。）として、各解約請求指定日の前営業日までに、1万口単位または販売会社がそれぞれ定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。ただし、信託約款第45条第2項に基づき、この信託を解約し、信託を終了することとなった場合には、当該解約の決定日の翌営業日以降における一部解約の実行を請求することはできません。
- (2) 前記(1)にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、破産の場合は破産管財人）は、次の事由による場合には、平成19年7月から平成20年6月までの毎月28日（当該日が日本またはニューヨークの銀行休業日の場合は、翌日以降の最初の日本およびニューヨークの銀行営業日とします。）を解約請求指定日として、各解約請求指定日の前営業日までに、1万口単位または販売会社がそれぞれ定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。ただし、信託約款第45条第2項に基づき、この信託を解約し、信託を終了することとなった場合には、当該解約の決定日の翌営業日以降における一部解約の実行を請求することはできません。
 1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前記1.から4.に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- (3) 受益者が、前記(1)および(2)の受益権の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が前記(2)1.から5.に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。なお、この場合は当該事由を証する所定の書類が販売会社に提示され、販売会社が一部解約の実行の請求の事務処理を行う日をもって、一部解約の解約請求指定日（ただし、当該日が前記(1)および(2)に規定する一部解約の請求を受付けない日に該当する場合には、当該日以降最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）とします。
- (4) 委託会社は、前記(1)および(2)の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前記(3)の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されてい

る振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- (5) 前記(4)の一部解約の価額は、解約請求指定日の基準価額とします。一部解約の受付は原則として午後3時までとしますが、わが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時までとすることがあります。原則としてこれらの受付時間を過ぎてからの一部解約の請求はできません。解約代金の支払いは原則として解約請求指定日から起算して10営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
- (6) 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは前記(1)および(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (7) 前記(6)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（ただし、当該計算日が前記(1)および(2)に規定する一部解約の請求を受けけない日に該当する場合には、当該計算日以降最初の一部解約の請求を受けけることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(5)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

基準価額は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5219-6853 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

- ・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成19年6月29日から平成26年6月30日までです。ただし、この信託期間中に信託約款第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

原則として毎年6月29日から12月28日および12月29日から翌年6月28日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、組入れたユーロ円債が別に定める繰上償還条項に該当することとなった場合には、直後の計算期間末日においてこの信託を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）および（ ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）前記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）前記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（ ）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託会社は、前記（ ）によりこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およ

びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- () 前記()から()までの規定は、前記()により信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第50条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第50条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第50条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を

超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。

- () 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、本書の記載および信託約款の規定に基づき、一部解約の実行を請求することができます。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、平成20年7月1日から平成20年12月29日まで及び平成20年12月30日から平成21年6月29日までの財務諸表について、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年7月1日から平成20年12月29日まで及び平成20年12月30日から平成21年6月29日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

こうぎん為替参照ファンド2007 - 6

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成20年12月29日現在)	第4期 (平成21年6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,220,827	6,507,658
社債券	591,568,123	576,575,944
未収入金	8,270,800	6,664,000
未収利息	165,494	93,989
その他未収収益	201,517	-
流動資産合計	606,426,761	589,841,591
資産合計	606,426,761	589,841,591
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,247,275	2,188,025
未払受託者報酬	235,395	229,158
未払委託者報酬	1,647,572	1,603,915
その他未払費用	6,915	6,192
流動負債合計	4,137,157	4,027,290
負債合計	4,137,157	4,027,290
純資産の部		
元本等		
元本	898,910,000	875,210,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	296,620,396	289,395,699
純資産合計	602,289,604	585,814,301
負債純資産合計	606,426,761	589,841,591

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月29日	第 4 期 自 平成20年12月30日 至 平成21年 6 月29日
営業収益		
受取利息	4,396,813	4,157,604
有価証券売買等損益	78,023,848	656,659
その他収益	201,517	89,571
営業収益合計	73,425,518	3,590,516
営業費用		
受託者報酬	239,441	230,315
委託者報酬	1,675,901	1,612,014
その他費用	29,394	30,885
営業費用合計	1,944,736	1,873,214
営業利益又は営業損失（ ）	75,370,254	1,717,302
経常利益又は経常損失（ ）	75,370,254	1,717,302
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,370,254	1,717,302
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	229,200,807	296,620,396
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,197,940	7,695,420
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,197,940	7,695,420
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,247,275	2,188,025
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	296,620,396	289,395,699

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 3 期 自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月29日	第 4 期 自 平成20年12月30日 至 平成21年 6 月29日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として価格提供会社の提供する価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	社債券 同左
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 . その他	当計算期間は期末が休日のため平成20年 7 月 1 日から平成20年12月29日までとなっております。	当計算期間は期末が休日のため平成20年12月30日から平成21年 6 月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 (平成20年12月29日現在)	第 4 期 (平成21年 6 月29日現在)
1 . 計算期間末日における受益権の総数	898,910,000口	875,210,000口
2 . 投資信託財産計算規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 296,620,396円	元本の欠損 289,395,699円
3 . 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.6700円 (1 万口当たり純資産額 6,700円)	1 口当たり純資産額 0.6693円 (1 万口当たり純資産額 6,693円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 3 期 自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月29日	第 4 期 自 平成20年12月30日 至 平成21年 6 月29日
1. 分配金の計算過程 第 3 期計算期間末（平成20年12月29日）に経費控除後の配当等収益（2,623,186円）を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から2,247,275円（1万口当り25円）を分配に充てることに決定しました。	1. 分配金の計算過程 第 4 期計算期間末（平成21年 6 月29日）に経費控除後の配当等収益（2,358,733円）を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から2,188,025円（1万口当り25円）を分配に充てることに決定しました。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期 （平成20年12月29日現在）	第 4 期 （平成21年 6 月29日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第 3 期 自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月29日	第 4 期 自 平成20年12月30日 至 平成21年 6 月29日
設定年月日	平成19年 6 月29日	平成19年 6 月29日
設定元本額	941,010,000円	941,010,000円
期首元本額	941,010,000円	898,910,000円
元本残存率	95.53%	93.01%

（有価証券関係）

第 3 期（自平成20年 7 月 1 日 至平成20年12月29日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	591,568,123	294,764,575
合計	591,568,123	294,764,575

第 4 期（自平成20年12月30日 至平成21年 6 月29日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	576,575,944	288,461,014
合計	576,575,944	288,461,014

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

() 株式

該当事項はございません。

() 株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年 6 月29日現在

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	SGA Societe Generale Acceptance N.V. (2014/06/23)	865,210,000	576,575,944	-
社債券計	銘柄数：1	865,210,000	576,575,944	-
ファンド計	銘柄数：1	865,210,000	576,575,944	-

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年 8 月14日現在

資産総額（円）	585,299,525
負債総額（円）	458,285
純資産総額（ - ）（円）	584,841,240
発行済数量（口）	862,710,000
1 単位当たり純資産額（ / ）（円）	0.6779

第 5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成19年 6 月29日）から第 4 期末（平成21年 6 月29日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 期	941,010,000	0
第 2 期	0	0
第 3 期	0	42,100,000
第 4 期	0	23,700,000

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	1,200百万円
会社が発行する株式の総数	23,440株
発行済株式総数	9,860株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

（2）会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

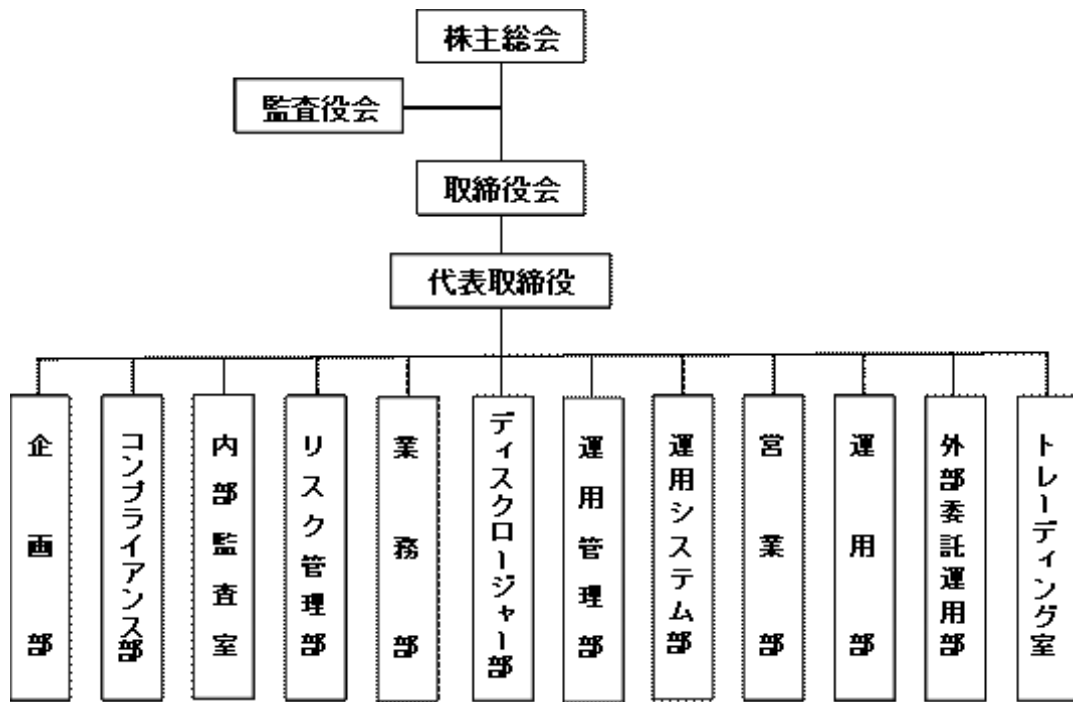
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

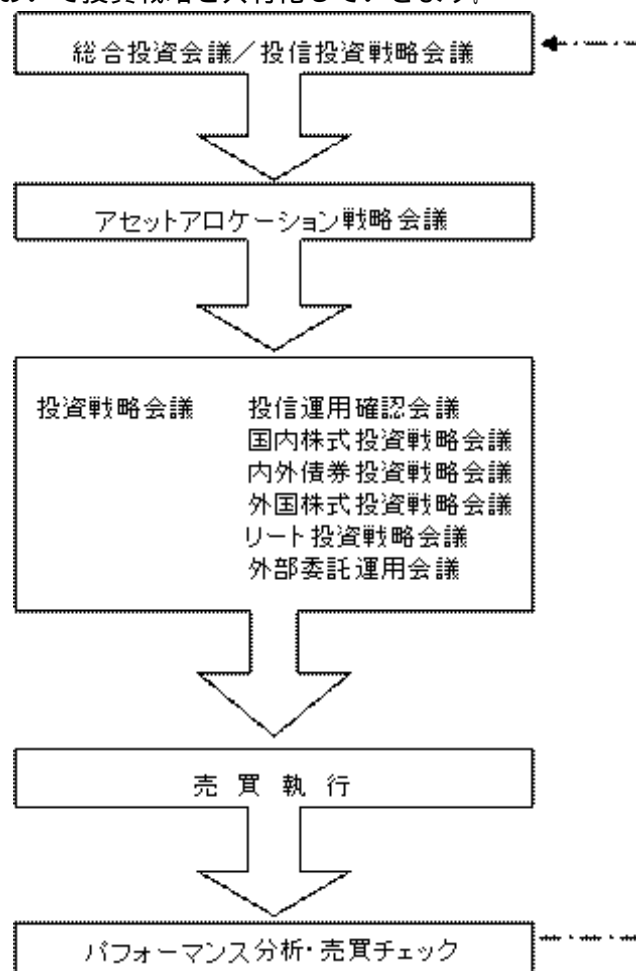


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築、管理、教育、研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談、助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
ディスクロージャー部	投資信託の法定開示に係る事項 投資信託の適時開示に係る事項 投資顧問契約等の作成に係る事項
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理（外部委託運用部所管業務を除く。以下同じ。） 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討
外部委託運用部	外部委託先への委託運用の方針及び計画の立案、実行及び管理 外部委託先への運用の指図（売買を含む。） 外部委託ファンドの顧客毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、調整 外部委託ファンドの投資信託の運用方針の企画・立案、実行 外部委託ファンドに関わるプレゼンテーション資料の企画、作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成21年7月末現在、計56本（追加型株式投資信託51本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は203,770百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成20年３月31日現在）		当事業年度 （平成21年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
１ 現金			492		-
２ 預金			1,253,774		-
３ 現金・預金			-		1,010,747
４ 前払費用			28,684		30,785
５ 未収還付法人税等			-		92,266
６ 未収委託者報酬			609,500		402,926
７ 未収運用受託報酬	* 2		227,864		127,905
８ 未収収益			1,309		118
９ 繰延税金資産			56,285		-
10 その他			151		798
流動資産合計			2,178,063		1,665,549
固定資産					
１ 有形固定資産					
（１）建物	* 1		14,753		8,502
（２）器具備品	* 1		18,954		29,642
（３）建設仮勘定			-		799
有形固定資産合計			33,707		38,943
２ 無形固定資産					
（１）電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
３ 投資その他の資産					
（１）投資有価証券			18,267		20,632
（２）長期差入保証金			78,467		78,467
（３）繰延税金資産			38,244		-
（４）その他			20		24
投資その他の資産合計			134,999		99,124
固定資産合計			173,242		142,603
資産合計			2,351,305		1,808,152

		前事業年度 （平成20年 3 月31日現在）		当事業年度 （平成21年 3 月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			1,098		5,566
2 未払金					
（1）未払手数料	* 2	250,513		176,259	
（2）その他未払金	* 2	104,246	354,760	72,625	248,885
3 未払費用	* 2		135,795		95,983
4 未払消費税等			21,370		-
5 未払法人税等			75,110		3,042
6 賞与引当金			77,397		83,517
流動負債合計			665,532		436,995
固定負債					
1 退職給付引当金			12,527		16,450
固定負債合計			12,527		16,450
負債合計			678,059		453,445
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,200,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			202,677		202,677
資本剰余金合計			202,677		202,677
3 利益剰余金					
（1）利益準備金			32,416		33,895
（2）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			238,141		81,748
利益剰余金合計			270,557		47,853
株主資本合計			1,673,235		1,354,824
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			10		117
評価・換算差額等合計			10		117
純資産合計			1,673,245		1,354,706
負債・純資産合計			2,351,305		1,808,152

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,770,246		2,162,148	
2 運用受託報酬	* 1	1,117,214		867,930	
3 募集販売手数料		-	3,887,461	2,363	3,032,441
営業費用					
1 支払手数料	* 1	1,215,870		968,261	
2 広告宣伝費		28,142		14,880	
3 公告費		565		1,150	
4 受益証券発行費		150		-	
5 調査費		809,162		681,697	
（１）調査費	* 1	294,863		308,676	
（２）委託調査費	* 1	512,142		369,130	
（３）図書費		2,156		3,889	
6 営業雑経費		141,097		136,659	
（１）通信費		16,549		17,184	
（２）印刷費		118,427		112,550	
（３）諸会費		6,120	2,194,987	6,924	1,802,648
一般管理費					
1 給料		797,423		864,587	
（１）役員報酬	* 2	29,600		28,399	
（２）給料・手当		593,666		655,000	
（３）賞与		174,157		181,186	
2 福利厚生費		91,055		101,200	
3 交際費		2,744		2,243	
4 寄付金		331		100	
5 旅費交通費		15,874		19,467	
6 法人事業税		8,839		6,314	
7 租税公課		1,758		1,869	
8 不動産賃借料		157,251		157,251	
9 退職給付費用		8,690		15,030	
10 賞与引当金繰入		77,397		83,517	

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		6,284		11,004	
12 諸経費	* 1	156,210	1,323,862	173,778	1,436,366
営業利益又は営業損失（ ）			368,610		206,573
営業外収益					
1 受取配当金		90		180	
2 受取利息		2,995		2,773	
3 為替差益		315		53	
4 雑益		309	3,710	133	3,140
営業外費用					
1 有価証券償還損		-		16	
2 雑損		76	76	33	50
経常利益又は経常損失（ ）			372,244		203,482
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	338		288	
2 臨時償却費	* 4	-	338	4,171	4,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			371,906		207,943
法人税、住民税及び事業税			164,741		1,140
法人税等還付金			10,437		-
法人税等調整額			9,242		94,537
当期純利益又は当期純損失（ ）			226,844		303,620

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,822	32,416
当期変動額		
剰余金の配当	28,594	1,479
当期変動額合計	28,594	1,479
当期末残高	32,416	33,895
繰越利益剰余金		
前期末残高	325,830	238,141
当期変動額		
剰余金の配当	314,534	16,269
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	87,689	319,889
当期末残高	238,141	81,748
利益剰余金合計		
前期末残高	329,652	270,557
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	270,557	47,853

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本合計		
前期末残高	1,732,330	1,673,235
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	1,673,235	1,354,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
純資産合計		
前期末残高	1,732,322	1,673,245
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	59,077	318,538
当期末残高	1,673,245	1,354,706

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="209 862 606 943"> <tr> <td>建物</td><td>8 ～ 15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5 ～ 20年</td></tr> </table> （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。	建物	8 ～ 15年	器具備品	5 ～ 20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="866 862 1264 943"> <tr> <td>建物</td><td>3 ～ 13年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 20年</td></tr> </table>	建物	3 ～ 13年	器具備品	3 ～ 20年
建物	8 ～ 15年								
器具備品	5 ～ 20年								
建物	3 ～ 13年								
器具備品	3 ～ 20年								

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成 5 年 6 月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年 3 月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成 6 年 1 月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年 3 月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4．引当金の計上基準 (1) 同左

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	(2) 同左 5. リース取引の処理方法 ----- 6. 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。 (損益計算書) 前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 62,484千円	建物 68,735千円
器具備品 38,352千円	器具備品 38,609千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 506千円	未収運用受託報酬 298千円
未払手数料 3,755千円	未払手数料 2,249千円
未払費用 15,000千円	その他未払金 15,064千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。	* 1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。
運用受託報酬 26,353千円	運用受託報酬 17,251千円
支払手数料 17,226千円	支払手数料 12,613千円
調査費 1,658千円	調査費 1,650千円
委託調査費 30,000千円	委託調査費 30,000千円
諸経費 472千円	諸経費 477千円
* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	* 2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。
取締役 年額 200,000千円以内	取締役 年額 200,000千円以内
監査役 年額 50,000千円以内	監査役 年額 50,000千円以内
* 3. 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。	* 3. 固定資産除却損は、器具備品288千円であります。
	* 4. 臨時償却費は、現在入居している大手町 フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃 貸借契約が2010年8月までとなっているた め、既存の建物附属設備の耐用年数を見直 したることによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			
1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 . ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				所有権移転外ファイナンス・リース取引			
				(1) リース資産の内容			
				有形固定資産			
				器具備品であります。			
				(2) リース資産の減価償却の方法			
				重要な会計方針「2 . 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年 3 月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小 計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	490	9
	小 計	500	490	9
合計		2,500	2,517	17

- 5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成21年 3 月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	4,000	3,876	123
	小 計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>12,527千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>12,527千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>8,690千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,690千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	勤務費用等	8,690千円	退職給付費用	8,690千円	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>16,450千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>16,450千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>15,030千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>15,030千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5．同左	退職給付債務	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	勤務費用等	15,030千円	退職給付費用	15,030千円
退職給付債務	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
勤務費用等	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																
退職給付債務	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
勤務費用等	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア損金算入限度超過額	繰越欠損金
賞与引当金	ソフトウェア損金算入限度超過額
未払事業税否認	賞与引当金
繰延資産償却超過額	退職給付引当金
退職給付引当金	繰延資産償却超過額
未払費用否認	未払費用否認
未払事業所税否認	未払事業税否認
その他	未払事業所税否認
繰延税金資産合計	その他
	繰延税金資産小計
繰延税金負債	評価性引当額
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産合計
繰延税金負債合計	
	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	その他有価証券評価差額金
	繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円、千米ドル）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	転籍1名 出向3名	1. 投資顧問契 約に基づく資 産運用の助言 及び一任（注 1）	運用受託報 酬の受取り	26,353	未収運用 受託報酬	506
							2. 投資信託に 係る事務代行 の委託等（注 2）	投信代行手 数料の支払 い	17,226	未払 手数料	3,755
							3. 保険契約 （注3）	保険料の支 払い	472	-	-
							4. LANの利用 （注4）	LAN利用料 の支払い	1,658	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$179,841	資産運用会 社(持ち株会 社)	(被所有) 直接30%	兼任1名	株式投資に関 する情報提供契 約（注5）	情報料の支 払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパンひまわり生命保険㈱	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約（注2）	生命保険料の支払い	561	-	-
親会社の子会社	損保ジャパンDC証券㈱	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3）	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追記情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 （注1）	運用受託報酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	477	-	-
						4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,650	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,200	資産運用会社 （持ち株会社）	（被所有） 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約（注5）	情報料の支払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1) 2. 団体定期保険の契約(注2)	運用受託報酬の受取り 生命保険料の支払い	141,585 607	未収運用受託報酬 -	73,611 -
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3) 2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	25,908 196,474	未払費用 未払手数料	4,980 37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
1株当たり純資産額 169,700.38円 1株当たり当期純利益金額 23,006.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（ ） 30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記 載してありません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
期中平均株式数（株）	9,860	9,860

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
-----	平成21年 4 月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,231百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称

株式会社高知銀行

資本金の額

12,044百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成21年3月27日	有価証券報告書
------------	---------

独立監査人の監査報告書

平成21年2月20日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満雄 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているこうぎん為替参照ファンド2007-6の平成20年7月1日から平成20年12月29日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こうぎん為替参照ファンド2007-6の平成20年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月31日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているこうぎん為替参照ファンド2007-6の平成20年12月30日から平成21年6月29日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こうぎん為替参照ファンド2007-6の平成21年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼倉 健司	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 真敏	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。